

# 青森県定置漁業協会免許の 優先順位に係る研修会

青森県定置漁業協会（西崎義三会長）主催の「漁業法等の一部改正による定置漁業の免許の優先順位に係る研修会」が十一月二十八日（水）、青森市の青森県水産ビルにおいて当協会、大型定置漁業者十二会員の代表他十四名の参加により開催されました。

去る、十月一日より漁業法等の一部を改正する法律が施行され、定置漁業の免許の優先順位についても一部見直しとなり、効率的な漁業経営を育成する観点からみなし法人を廃止し、高位の第一、二順位に株式会社を加える内容となったことによります。

研修会は、西崎会長主催者挨拶後、青森県農林水産部水産振興課の山口伸治氏と奥崎税務会計センターの奥崎武氏の両名を講師し、山口氏が「定置漁業権の適格性と優先順位について」また、奥崎氏が「免許の優先順位に係る法人形態等について」の内容で講演を行い、参加者は今後の漁業経営向上に役立てようと熱心に聞き入っていました。



奥崎税理士



研修風景



主催者挨拶する西崎会長